

# 富良野市いじめ ZERO 推進基本方針（案）

## はじめに

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、教育の根幹を揺るがす問題であり、決して許すことのできないことです。

富良野市においては「富良野市 ZERO 運動」推進の一環として、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期解消（以下「いじめ ZERO の推進」という。）に努めているところです。

しかしながら、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。児童生徒にかかわる保護者、地域住民等の大人が一体となって、いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学び生活することのできる環境を整えるため「いじめ ZERO の推進」に取り組む必要があります。

この基本方針は、平成 26 年 10 月 1 日より施行した「富良野市いじめ ZERO 推進条例」に基づき、『全ては子どもたちのために』を合い言葉に、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

なお、基本方針における学校とは富良野市立の小学校・中学校をいいます。

## 第 1 章 いじめ ZERO の推進の基本的な方向に関する事項

### 1、いじめの定義

- 1) 「いじめ」とは、一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。
- 2) いじめに当たるか否かの判断については、次のとおりとします。
  - ① いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
  - ② いじめを受けていても、子ども自身が否定するときがあることから、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。
  - ③ インターネット上での悪口などは、書かれた子どもがそのこと

を知らずにいるときは、苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした子どもに対する適切な指導が必要であること。

## 2、「いじめ ZERO の推進」に関する基本的な考え方

- 1) いじめ ZERO の推進は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。
- 2) いじめ ZERO の推進は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければなりません。
- 3) いじめ ZERO の推進は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を根絶することをめざして行われなければなりません。

## 3、いじめの内容

具体的な「いじめの態様」は、次のようなものがあります。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視をされる

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

金品をたかられる

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

パソコンや携帯電話（スマートフォン）でのインターネット等を通じて行われる誹謗中傷や嫌なことをされる

## 4、市及び教育委員会の責務及び役割

富良野市教育委員会は、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめ ZERO の推進及び解決を図るために必要な施策を推進します。

- 1) いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるよう、学校に指導・助言します。
- 2) 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を充実するものとします。
- 3) いじめ **ZERO** の推進のための施策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関の連携強化及び支援、その体制整備を図ります。

#### 5、学校及び学校教職員の責務

- 1) 児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努めます。
- 2) 子どもといじめの関係を「いじめを受ける」「いじめを行う」「いじめをはやしたてる」「いじめを傍観する」の4つと捉え、いじめを行うのはもとより、いじめの観衆・傍観についても「いじめ」であることを周知していきます。
- 3) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切な対応を組織的に行います。
- 4) いじめが生まれにくい環境をつくるため、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の基礎を養うよう、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進します。
- 5) 児童生徒及びその保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒に対するモラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し啓発活動を行うこととします。
- 6) いじめ **ZERO** の推進に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、関係者及び必要に応じて専門的知識を有する者により構成さ

れるいじめ ZERO の推進のための組織を置くこととします。

- 7) 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努めます。
- 8) 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けます。

## 6、保護者の取り組み

- 1) 子どもの教育についての責任を第一に負うべき存在であることを自覚し、子どもがいじめを行うことがないように、規範意識や生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めることとします。
- 2) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護することとします。
- 3) 保護者は、市や学校が行ういじめ防止等に関する様々な取組に対し、積極的に協力するよう努めることとします。
- 4) 生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、子に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関に相談するなどして、その解消に努めることとします。
- 5) いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者・学校と連携し、適切な方法により、問題の解決を図ることとします。

## 7、市民及び事業者の取り組み

- 1) 地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、登下校時等において地域全体で児童生徒を見守るとともに、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- 2) いじめやいじめの疑いを発見したときは、速やかに学校又は関係機関等に情報を提供します。

- 3) 地域においていじめと思われる様子や不安を感じた場合には、学校や保護者をはじめ関係団体等に連絡し、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。

## 第2章 いじめ ZERO 推進のための対策の基本的方向

### 1、富良野市いじめ ZERO 推進基本方針の策定

- 1) 市及び教育委員会は、いじめ ZERO の推進を総合的かつ効果的に推進するため「富良野市いじめ ZERO 推進基本方針」を定めます。
- 2) 基本方針においては、次に掲げる事項を定めます。
  - ①いじめ ZERO の推進の基本的な方向に関する事項
  - ②いじめ ZERO の推進の内容に関する事項
  - ③その他いじめ ZERO の推進に関する重要事項
- 3) 市及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及びいじめ ZERO の推進のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に基本方針の見直しを行います。

### 2、いじめ ZERO の推進のための組織の設置

#### 1) 富良野市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめ ZERO の推進に係る機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法の規定及び不登校の防止、虐待防止、登下校時等の安全対策などについて、教育委員会・学校・PTA・関係機関団体などが連携して学校・家庭・地域でのネットワーク化を図り、日常的に情報交換を行い、迅速かつ的確に対応するために「富良野市いじめ問題対策連絡協議会」を教育委員会に設置する。

#### 2) 富良野市いじめ問題対策連絡協議会は次の事業を推進します。

- ①いじめ ZERO の推進に関すること
- ②不登校対策に関すること
- ③登下校時の安全対策に関すること
- ④虐待防止対策に関すること
- ⑤いじめ ZERO の推進等の広報・啓発活動の推進に関すること
- ⑥いじめ ZERO の推進等の学校・家庭・地域の連携推進に関すること
- ⑦その他、目的達成のために必要な事業に関すること

#### 3) 富良野市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、次の機関・団体を

もって組織します。

- ①富良野市校長会 ②富良野市PTA連合会 ③富良野高等学校
- ④富良野緑峰高等学校 ⑤富良野警察署 ⑥富良野保健所
- ⑦富良野医師会 ⑧人権擁護委員 ⑨連合町内会協議会 ⑩子ども  
会育成連絡協議会 ⑪要保護児童対策地域協議会 ⑫生徒指導連絡  
協議会 ⑬富良野地方石油業協同組合 ⑭エクウエート富良野
- ⑮民生委員・児童委員協議会 ⑯こども未来課 ⑰家庭児童相談室
- ⑱富良野市社会教育委員 ⑲富良野市教育委員会

#### 4) 富良野市いじめ問題審議会の設置

- (1) 富良野市教育委員会の附属機関として、富良野市いじめ問題審議会を設置し、学校におけるいじめの防止等に関する実態把握や施策及び取組について検証を行うとともに、重大事態が発生した場合は当該事案について調査を行うこととします。
- (2) 「富良野市いじめ問題審議会」は、学識経験及び知見を有する者で、次の機関・団体より教育委員会が任命します。
  - ①富良野市校長会 ②富良野市PTA連合会 ③富良野医師会
  - ④人権擁護委員会 ⑤富良野保健所 ⑥民生委員・児童委員協議会
  - ⑦スクールカウンセラー
- (3) 教育委員会は、審議会に特別な事項を処理するため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができます。

### 第3章 いじめZEROの推進のために学校が実施する施策

#### 1、「学校いじめZERO推進基本方針」の策定

- 1) 学校は、いじめ防止対策推進法及び富良野市いじめZERO推進条例に基づき、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめZEROの推進に関する基本的な方針を策定します。
- 2) 「学校いじめZERO推進基本方針」は、在籍する児童生徒やその保護者からの意見を聴きながら策定し、学校のホームページなどで公開します。
- 3) 学校は、学校いじめZERO推進基本方針について、定期的に点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

#### 2、学校におけるいじめZEROの推進の対策のための組織

学校は、当該市立学校におけるいじめZEROの推進等を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識

を有する者その他の関係者により構成されるいじめ ZERO の推進の対策のための組織を置きます。

## 第4章 重大事態への対処

### 1、重大事態の定義

1) 重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定されているとおり、次のとおりとします。

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2) ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を凶った、自殺を凶ろうとした場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。

3) ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

2、学校は、児童生徒に上記 1 の重大事態が発生した疑いがあると認める場合及び学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立てがあったときには、教育委員会に報告するものとします。

3、教育委員会は、上記 2 によるいじめによる重大事態の報告を受けたときは、市長及び北海道教育委員会に報告し当該重大事態に対処するとともに、速やかに富良野市いじめ問題審議会に調査を行わせるものとします。

4、教育委員会は、上記 3 の規定による調査が終了したときは、その調査の結果を市長に報告するものとします。この場合において、いじめを受けた当該児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生

徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。

5、教育委員会は、上記3の調査が終了したとき、その他必要があると認めるときは、いじめを受けた当該児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

6、教育委員会は、上記3の調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。